

町道、農道等の補修等に要する原材料及び機械借上料を支給します

(概要)

○道路（町道、認定外道路、農道等）及び水路等を受益者の労務負担により施行する場合、工事に要する原材料及び機械借上料（以下「原材料等」という。）を予算の範囲内において支給します。

（平成28年度当初予算）町道関係；500千円

農道関係；300千円

○原材料等の支給に係る限度額は、1箇所当たり年間20万円とし、支給率は別表のとおりです。

○原材料等を調達する場合は、入札に付するときを除き2者以上から見積書を徴取して下さい。

支給対象施設	支給原材料等	支給率	備考
町道	(1)舗装用生コンクリート (2)砕石(※運搬を含む。)	査定原材料費の 100/100	砕石は、町道に限る。
認定外道路	(3)その他町長が必要と認めるもの (4)舗装に必要な機械の借上料	査定原材料費の 50/100	
農道又は林道 (作業道を含む。)	(1)舗装用生コンクリート (2)砂(※運搬を含む。) (3)砕石(※運搬を含む。) (4)その他町長が必要と認めるもの (5)舗装に必要な機械の借上料	査定原材料費の 75/100	縦断勾配10%以内のものに限る。
都市計画区域内排水路又は町道側溝	(1)水路用二次製品 (2)水路用二次製品布設に伴う付属品(ヒューム管・桧・蓋などの二次製品)	査定原材料費の 100/100	
農業用排水路	(3)その他町長が必要と認めるもの (4)設置に必要な機械の借上料	査定原材料費の 75/100	
備考 ※運搬費とは、原材料を現場まで搬入する際に支払う運送代とし、道路幅2m未満の小運搬は含まない。			

注意)

- ・予算の都合上、希望どおりに支給できない場合がありますので、ご了承ください。
- ・農道について、多面的機能支払交付金事業（旧農地・水保全事業）を実施している自治会は、この事業ではなく、多面的機能支払交付金事業を活用してください。
- ・詳細については、下記担当課に問い合わせください。

担当課
北栄町 地域整備課 地域整備室
TEL ; 36-5568
FAX ; 36-4595

(参考)

実施状況

着工前



着工後（碎石敷き均し）

